

財団法人漁港漁場漁村技術研究所役員報酬規程

平成14年4月1日制定

平成17年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成22年1月1日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、財団法人漁港漁場漁村技術研究所の常勤役員(以下「役員」という。)の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 役員報酬は、年俸とする。

(支給日及び支払方法)

第3条 役員報酬の支給は、次条に規定する額の12分の1の額を毎月17日に支給する。ただし、支給日が休日又は金融機関の休日にあたる時は、その前日(その日が休日等にあたる時は、さらにその前日)とする。

(年俸)

第4条 役員年俸については、次に掲げる額を基準とする。

1. 理事長 13,600,000円

2. 専務理事 11,700,000円

3. 常務理事 11,200,000円

2 前条の常勤役員年俸額は、その年の理事会で承認するものとする。

3 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

4 役員が離職したときは、その日までの報酬を支給する。

5 役員が死亡したときは、死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(通勤手当)

第5条 役員通勤手当は、職員給与規程第9条の1の規定に準じて支給する。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当の支給が必要な場合、その額及び支給方法については理事長が別に定める。

(実施細目)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

改正後の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規定は、平成22年1月1日から適用する。